

クリーニング所及びクリーニング取次店の営業者の皆様へ

令和6年度
「クリーニング業務従事者講習」のご案内

クリーニング所及びクリーニング取次店の営業者は、その業務に従事する者に対し、営業開始の日から1年以内に、あと3年を超えない期間ごとに都道府県知事が、厚生労働大臣の定める基準に従い指定した『講習』を受けさせなければなりません。（クリーニング業法第8条の3、同法施行規則第10条の3に基づく）

※受講人数は、従事者の数に五分之一を乗じて得た人数となっています。

この講習は、クリーニング業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るために法により義務づけられたものですが、最近は「クリーニング事故賠償基準」が改訂され、「衣類の取り扱い表示」も大きく変わっています。

また、皆さまがお困りの「長期滞留品（長い間引き取りがない洗濯物）」の対応につきましても解説をします。

是非とも、この機会に受講されますよう、下記のとおりご案内申し上げます。

記

- ◆ 講習科目 衛生法規および公衆衛生、洗濯物の受取り・保管および引渡し、洗濯物の処理、繊維および繊維製品
- ◆ 申込み方法 受講申込書に必要事項を記入して、当センターあて郵送またはFAX（06-6946-9306）にてお申し込みください。併せて「振込用紙」（払込取扱票）により、お近くの郵便局で受講料（4,500円）を振込んでください。

※ 当指導センターの「ホームページ」からも申込書等がダウンロードできます。

※ 申込みと振込みが確認できた方には「受講票」をお送りします。
（発送予定：講習実施日の約2週間前）

- ◆ 受講料 4,500円（個人の都合で受講できなかった場合は返金いたしません）

申込み・問い合わせ先（大阪府知事指定「講習」実施機関）

公益財団法人 大阪府生活衛生営業指導センター

〒540-0012

大阪市中央区谷町1-3-1-801

TEL 06-6943-5603 FAX 06-6946-9306

裏面に実施要領があります

令和6年度「クリーニング業務従事者講習」実施要領

* 会場へは、公共交通機関をご利用ください。(下図参照)

* 会場の都合により、定員になり次第締め切りますので、その節はご了承ください。

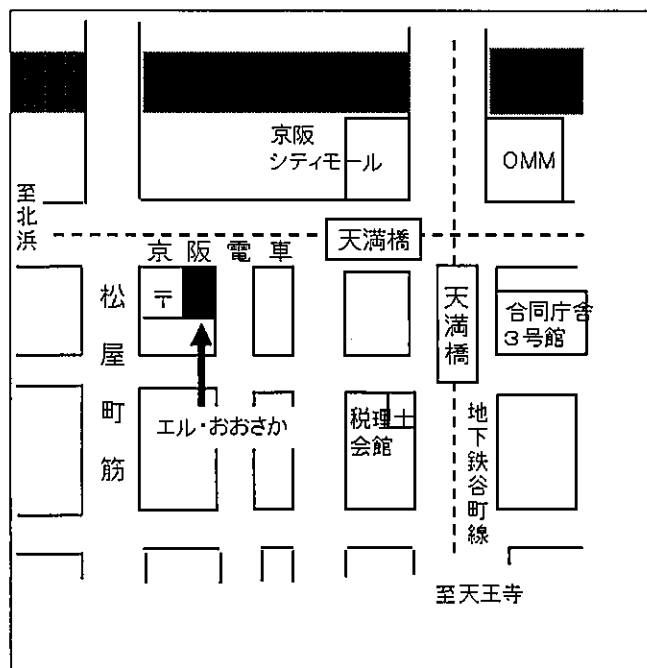
1. 日時と会場

講習実施日	講習会場	申込み期限
令和6年9月29日(日) 午後1時～5時まで	エル・おおさか南館 (大阪府中央区北浜東3-14)	令和6年8月1日 ～9月17日まで

2. 講習の内容

	講習科目
第1時限	衛生法規および公衆衛生
第2時限	洗濯物の受取り、保管および引渡し
第3時限	洗濯物の処理
第4時限	繊維および繊維製品

<会場>



京阪電車「天満橋駅」から徒歩5分

地下鉄谷町線「天満橋駅」から徒歩7分